

中国四国厚生局への届出事項に関する表示

●当院では、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

□地域包括ケア病棟入院料 1、□外来・在宅ベースアップ評価料 I、□入院ベースアップ評価料（1～500）、□看護職員処遇改善評価料 52、□データ提出加算、□診療録管理体制加算 2、□がん治療連携指導料、□肝炎インターフェロン治療計画料、□CT 撮影及び MRI 撮影、□入院時食事療養（I）入院時生活療養（I）、□地域連携診療計画加算、□在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料、□認知症ケア加算 3、□夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に掲げる救急搬送看護体制加算 □遠隔モニタリング加算、□救急医療管理加算、□がん性疼痛緩和指導管理料、□酸素の購入価格 □検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料、□胃瘻造設時嚥下機能評価加算、□胃瘻造設術（医療点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術）、□検体検査管理加算（I）、□二次性骨折予防継続管理料 2・3、□在宅がん医療総合診療料、□感染対策向上加算 2（連携強化加算・サーベイランス強化加算）、□別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の（1）に規定する在宅療養支援病院、□入退院支援加算 1、□脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）、□運動器リハビリテーション料（Ⅱ）、□呼吸器リハビリテーション料（I）、□機能強化加算、□情報通信機器を用いた診療に係る基準、電子的診療情報連携体制整備加算 3（新）、口腔管理連携加算（新）、身体的拘束最小化推進体制加算（新）地域連携小児夜間・休日診療料の注 2、地域連携夜間・休日診療料の注 2 及び救急外来医学管理料の注 7 に規定する院内トリアージ実施体制加算（新）、救急外来医学管理料 3（新）、在宅持続腸圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続腸圧呼吸療法充実管理体制加算（新）継続的に賃上げに係る取り組みを実施している保健医療機関の基準（入院料減額免除）（新）継続的に賃上げに係る取り組みを実施している保健医療機関の基準（外来・在宅ベースアップ評価料（1）の注 5 等）（新）救急患者連携搬送料（新） ※青字は 2026 年 6 月 1 日改正による（要件変更）及び（新規申請）

●入退院支援加算 1 に関する揭示

当院では、入院支援及び地域連携を担う部門を設置し、当該部門に十分な経験を有する社会福祉士／看護師を配置し退院支援等を行うにつき十分な体制を整えています。

入退院支援部門	社会福祉士	看護師	
地域連携課	木下 恵里	山本 昌代	
	岡田 麻美	敏森 達也	

●入院基本料届出に係る委員会の設置状況

◆院内感染防止対策委員会 ◆身体拘束・高齢者虐待廃止委員会 ◆医療安全管理対策委員会
◆医療機器安全管理委員会 ◆褥瘡防止対策委員会 ◆臨床検査適正化委員会 ◆カルテコーディング委員会 ◆薬事審議委員会 ◆診療録管理委員会 ◆看護職員の負担軽減及び処遇の改善（代表者会議：旧主任会議） ◆BCP 総合対策検討委員会 ◆生産性向上推進委員会

●入院時の食事について

当院の病棟では、入院時食事療養（I）を届け出ており、夕食については午後 6 時以降に冷温配膳車にて適時適温で提供しております。また管理栄養士が栄養管理計画を立て、各部署がチームで患者様の栄養管理を行っています。患者様の症状に合った、適切な食事を適時適温にて提供させて頂いております。